

令和7年度

事 業 計 画



社会福祉  
法 人

大紀町社会福祉協議会



# 基　本　方　針

1. 大紀町社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された公共性の高い地域福祉を推進する中核的な団体として、住民の皆様方が「この町に生まれて良かった」と誇りに思える安全で安心して暮らして行ける福祉のまちづくりを共に推進することを使命とします。

2. この使命を達成するために、以下の理念に基づき展開します。

## ① 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参画型の福祉社会を実現していきます。

## ② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現していきます。

## ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備していきます。

## ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、生活困窮者など社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、地域の個性をいかした新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦していきます。

3. こうした事業を展開するために、以下の組織運営を行います。

① 地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、情報公開や説明責任を果たします。

② 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。

③ あらゆる法令法定やルールを遵守し、社会的規範に反すことのない公正な事業運営を行います。

# 基　本　目　標

1. 社会福祉協議会の運営基盤並びに組織体制強化
2. 広報啓発活動の充実
3. 地域福祉・在宅福祉活動の促進
4. 地域福祉委員会組織の充実
5. いきいき人材センター事業の活動推進
6. 居宅・介護予防サービス事業の運営強化
7. 就労継続支援B型事業(めばえ作業所)の運営基盤の充実
8. 福祉教育の推進と協力

# 事業計画

## 1. 社会福祉協議会の体制整備と強化

### (1) 役員会議の開催

- ① 理事会（6月、3月、隨時）
- ② 評議員会（6月、3月、隨時）
- ③ 監事会（5月、隨時）
- ④ 役員研修会の開催

### (2) 住民会員制の促進

社協会員加入促進並びに会費の効果的な運用に努めます

### (3) 職員資質の向上

職員の意識改革と資質向上を図るため、福祉分野での資格取得を促し、人権・ハラスメント・虐待防止・防災などの職員研修会の実施と外部研修会への積極的な派遣に努めます

### (4) 地域福祉委員会の運営

6地区に結成された「地域福祉委員会」の効果的な運営により、住民が主体的に支え合う仕組みづくりと多様な生活支援サービスの構築に向けて、安全安心な福祉のまちづくりを目指します

### (5) 広報活動の充実

広報「たいき社協だより」を年6回程度発行するとともに、町広報誌等の広報媒体及び社協ホームページ、SNS(LINE・Facebook・Twitter)により社協情報や福祉関連情報を広く発信します

### (6) 事業継続計画(BCP)の見直し

甚大な被害を及ぼす恐れのある自然災害や新型インフルエンザ等の感染症における状況下においても、福祉サービスの継続ができるよう計画の実効性を確保するため、必要に応じ内容の見直しを行います

## 2. 福祉団体活動の支援

- ・老人クラブ連合会
- ・障がい者福祉会
- ・手をつなぐ親の会
- ・母子父子寡婦(夫)福祉会
- ・遺族会
- ・傾聴ボランティアたんぽぽ
- ・大紀点訳友の会
- ・手話サークルなかま
- ・その他ボランティア団体

## 3. 低所得者と生活困窮者対策

- (1) 生活福祉資金の貸付支援
- (2) たすけあい金庫の貸付支援
- (3) 生活困窮者自立相談支援
- (4) 行旅援護者への貸付支援
- (5) 生活困窮者への緊急食糧支援

#### **4. 地域生活支援対策**

- (1) 福祉機器貸与事業（介護用ベッド、車椅子など）
- (2) 無料法律相談会の開催
- (3) 特殊詐欺犯対策として情報の提供及び被害の予防に努めます

#### **5. 児童福祉対策**

- (1) 児童福祉施設に対する支援
- (2) 民生委員・児童委員との連携

#### **6. 障がい者（児）福祉対策**

- (1) 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）の運営と事業の充実
- (2) 就労継続支援B型事業（めばえ作業所）の運営と授産活動の充実
- (3) 障がい者（児）相談支援事業の運営と事業の充実
- (4) 地域生活支援拠点等の整備

#### **7. 高齢者福祉対策**

- (1) 町内全域において、福祉サービスの統一を図ります  
(ランチ・サロン・配食サービス・安否確認・地域ディサービス等)
- (2) 民生委員・児童委員、地域福祉委員会と連携して、要支援高齢者等の見守り支援を行います
- (3) シルバー人材センター事業運営と活動の推進
- (4) 健康維持増進活動事業の開催（カローリング大会及びグラウンドゴルフ大会）

#### **8. 居宅サービス・介護予防サービス事業**

- (1) 居宅介護支援・介護予防支援事業の運営
- (2) ホームヘルプサービス事業の運営
- (3) 介護職員初任者研修課程受講費助成事業の推進
- (4) **外部研修等資格取得**ケアマネジャーの養成助成事業の推進

#### **9. 各種募金活動**

- (1) 日本赤十字社会員並びに活動資金募集
- (2) 赤い羽根共同募金運動への協力
  - ① 一般募金運動
  - ② 羽毛プロジェクト募金【羽毛製品回収事業】の推進と回収協力（通年）
- (3) 国内外の災害等による支援募金の呼掛け（隨時）

#### **10. 福祉教育の振興**

- (1) 学童、生徒ボランティア活動普及事業の推進
  - ① 福祉協力校の指定と活動支援
  - ② ボランティア体験教室の開催
- (2) 小・中学校の福祉教育への協力

## **11. ボランティア活動の振興・災害時支援**

### (1) 事業ボランティア

- ① ボランティア育成講座の開催
- ② ボランティア活動保険への加入促進

### (2) 災害ボランティア

- ① 災害ボランティアセンターの設置・運営
- ② 災害ボランティアセンター運営支援ボランティア養成講座の開催
- ③ 中学校への災害ボランティア出前講座の開催
- ④ 災害用備品貸与事業の推進

### (3) 避難所における要配慮者支援

### (4) 被災地域への支援

## **12. 権利擁護事業**

### (1) 法人後見事業

- ① 法人後見事業の利用促進
- ② 専門職、地域資源、行政等との連携
- ③ 法人後見事業の適正な実施

### (2) 日常生活自立支援事業

- ① 日常生活自立支援事業の利用促進
- ② 専門員並びに生活支援員の養成
- ③ 民生委員・児童委員との連携

### (3) 生活支援事業

- ① 生活支援事業の利用促進
- ② 専門員の養成

## **13. その他**

- ・三重県社会福祉協議会を通じた各種福祉大会、研修会への参加と協力
- ・福祉ニーズに対応した各種サービスの提供及び連携
- ・その他の福祉全般に係る諸事業及び受託事業